

条 例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十三号

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

第三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金には、各会計年度における国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第七条中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第四項」に改める。

第八条中「第八十一条の二第九項第一号」を「第八十一条の二第十項第一号」に改める。

附則第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。